

放課後児童健全育成事業「大島学童保育所」運営委員会要綱

(設置)

第1条 西海市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき大島学童保育所が健全かつ円滑に運営できるように放課後児童健全育成事業大島学童保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大島学童保育所の運営に関する事項について協議する。

(委員構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成し、西海市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 主任児童委員 | 2 名 |
| (2) 学校関係者 | 2 名 |
| (3) 学童保育所保護者 | 2 名 |
| (4) 行政 | 1 名 |
| (5) 社会福祉協議会関係者 | 2 名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員会の委員が第3条の職を離れたときは、任期にかかわらず委嘱を解かれるものとする。
- 3 委員の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会議の議長となり会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、年2回開催するものとする。ただし、緊急を要すると委員長が認めた場合随時招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(拡大委員会)

第 7 条 委員会が必要に応じ、次の機関等の助言を得る拡大委員会を開催する。

(1) 児童相談所

(2) 教育委員会

(3) 民生委員児童委員協議会

(4) 警察署

(5) 医師

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、西海市社会福祉協議会大島支所において行う。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 19 日に改正し、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 22 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。